

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 51 回議事録

1. 日時 平成 20 年 10 月 15 日（水） 10:00～12:00

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、石黒専門委員、小野寺専門委員、佐多専門委員、
筒井専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員

(説明者)

境畜水産安全管理課長

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長、
北條評価課長、猿田評価調整官、横田課長補佐

5. 配布資料

資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価
(自ら評価)の実施に係る調査訓令に対する回答の状況について

資料 2 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価
(自ら評価)の評価手法案(たたき台修正二次案)

資料 3 生体牛及び食肉の評価の試行結果(暫定版)

- 資 料 4 自ら評価の評価手法案に関する論点メモ（食肉及び内臓）
（吉川座長提出資料）
- 資 料 5 BSE未発生国から輸入される牛肉及び牛内臓に係る現行のリスク管理措置
について（SRMについて）
- 資 料 6 各国における特定危険部位（SRM）の範囲の比較
- 資 料 7 BSEプリオンの蓄積に関する最新の科学的知見の概要
- 資料8-1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにチリから提出され
た回答（仮訳）
- 資料8-2 国別情報整理シート（チリ）（暫定版）
- 資料8-3 生体牛の評価の試行結果（チリ）（暫定版）
- 資料9-1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにブラジルから提出
された回答（仮訳）
- 資料9-2 国別情報整理シート（ブラジル）（暫定版）
- 資料9-3 生体牛の評価の試行結果（ブラジル）（暫定版）
- 資料10-1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにハンガリーから提
出された回答（仮訳）
- 資料10-2 国別情報整理シート（ハンガリー）（暫定版）
- 資料10-3 生体牛の評価の試行結果（ハンガリー）（暫定版）
- 資 料 11 BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について（平成19年度）

6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第51回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。

今日は、7名の専門委員の方が御出席です。食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員に御出席いただいております。

また、本日、農林水産省から報告事項があるということで、担当官にお越しいただく予定になっております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料、第51回プリオン専門調査会議事次第がございますので御覧ください。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○猿田評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿、このほかに 17 点資料がございます。

まず、資料 1、我が国に輸入される牛肉、内臓に係る食品健康影響評価の実施に係る調査訓令に対する回答の状況について。

資料 2、我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価の評価手法案。

資料 3、生体牛及び食肉の評価の試行結果。

資料 4、自ら評価の評価手法を案に関する論点メモ。

資料 5、BSE 未発生国から輸入される牛肉及び牛内臓に係る現行のリスク管理措置について。

資料 6、各国における特定危険部位の範囲の比較。

資料 7、BSE プリオンの蓄積に関する最新の科学的知見の概要。

資料 8 - 1、我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにチリから提出された回答。

資料 8 - 2、国別情報を整理シート（チリ）でございます。

資料 8 - 3、生体牛の評価の試行結果（チリ）。

資料 9 - 1、我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにブラジルから提出された回答。

資料 9 - 2、国別情報を整理シート（ブラジル）。

資料 9 - 3、生体牛の評価の試行結果（ブラジル）。

資料 10 - 1、我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにハンガリーから提出された回答。

資料 10 - 2、国別情報整理シート（ハンガリー）。

資料 10 - 3、生体牛の評価の試行結果（ハンガリー）。

資料 11、BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について。

以上の資料を御用意させていただいております。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

また、これまで配付させていただいた資料は、机の上のファイルにとじてございますので適宜御覧いただきたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。今日の議事の資料と、新しく今まで、主にオース

トラリア、メキシコのデータで解析を進めてきましたけれども、チリとハンガリーとブラジルの回答書の整理が終わったということで、後ろの方に新しい資料が付いておりますので、また、評価を進めていく中で、これらの国についても、一緒に評価をしていきたいと思っております。

全体ですけれども、最後に農林水産省の方から御報告があるということで、15分ぐらいの時間をとって、できれば予定としては11時45分ぐらいまで議論を進めたいと思っております。御協力をお願いします。

それでは、最初の議題の食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について審議を進めたいと思っております。

最初に、各国政府に送付した質問書に対する各国の回答状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料1、調査訓令に対する回答の状況について御覧いただきたいと思っております。

現在の各国からの回答状況について一覧にさせていただきます。これまで回答いただいた国は9か国でございます。

表の上から読み上げますと、オーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラスの9か国でございます。

いただいた回答書ですが、オーストラリアとメキシコについては、既に専門調査会で配付をしております。

また、本日は、先ほど座長の方から御紹介がありましたように、チリ、ブラジル、ハンガリーの3か国について、仮訳をしたものを配付させていただいております。

その他の国につきましては、現在、翻訳作業及び事務局で整理をしているというところでございます。準備が整い次第、プリオン専門調査会に提出させていただく予定としております。

まだ、回答をいただけていない5か国でございますが、引き続き提出するよう、在外公館等を通じまして働きかけたいと考えております。

以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、質問、コメント等がございますか。

一応、そういうことで、オーストラリアとメキシコについては、大体資料が整っています。それから、今日出されたチリ、ブラジル、ハンガリーについても大体内容の解析が進

んだということで、ほかに、そこにありますように、パナマ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラスに関しては、一応回答が返ってきているという状況です。

特に質問がなければ、どうもありがとうございました。

また、回答をいただいている国々に関しては、引き続き回答の提出を働きかけるようお願い申し上げます。

○酒井情報・緊急時対応課長 了解いたしました。

○吉川座長 それでは、具体的な評価の進め方についての審議を行いたいと思います。

特にこれまで評価書のたたき台のうち生体牛の部分に関しては、かなり議論を進めてきて、大体コンセンサスが得られたと思います。それで、提案の食肉部分のリスク評価について、今日はできるだけ集中的に議論を進めていきたいと思います。

これまでに各専門の委員からいただいた意見、あれから前回プリオン専門調査会で合意された、特に疫学の専門の委員の方や先生方を中心として、少し案を練ろうということで議論を進めたわけですが、その結果を受けて、前回の案を少し修正した、ここではたたき台修正二次案という格好になっておりますけれども、これを配付しております。

これを中心に、一応、先ほど言いましたように、チリ、ブラジル、ハンガリーからいただいた回答についてもオーストラリア、メキシコと並んで一応、事務局の方で整理をしてもらった表もできておりますので、この暫定版も含めて議論をしたいと思います。

それでは、詳細については、事務局の方から説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、資料の方の説明をさせていただきます。

まず、初めに資料2のたたき台修正二次案をお手元に御用意いただければと思います。

資料の中で、前半の生体牛の部分は、今、座長からもお話があったとおり、前回までに考え方の整理は終わっており、内容は変わっておりませんので省略いたしまして、本日は後半の食肉の部分について修正しておりますので、その部分を説明したいと思います。

10ページ目以降が食肉の評価の手法案ということで整理したものでございます。10ページは基本的な考え方を整理したものでございますけれども、左側の入力情報として、と畜処理の各プロセスとして、と畜前検査、と畜場でのBSE検査、スタンニング、ピッシング、SRMの除去、SSOP、HACCPに基づく管理等がございまして、

次に、食肉等のリスクということで、機械的回収肉や内臓の処理。

その他として、と畜場の概要、日本向け輸出の付加的要件、トレーサビリティ等がございまして。これをどういうふうな考え方で整理していくかということでございまして、右側に矢印の先に、食肉処理工程におけるリスク低減措置ということで、以前は「無視でき

る」とか、「非常に低い」などという表現でしたが、この部分について、低減効果として「非常に大きい」、「大きい」、「中程度」、「小さい」、「ほとんどなし」ということで、5段階で整理してはどうかということでございます。

その際の考え方ですけれども、SRMの除去がこの中では一番重要ではないのかということで、まず、そこに関して内容を検討した上で、それにプラスしてと畜場での検査、それからスタンニング・ピッシングの方法等を加味して、最終的にリスク低減効果を判定してはどうかという考え方でございます。

それから、下の注のところに書いてございますが、以前は機械的回収肉もこの段階で合わせて判断するという案でございましたが、実施している国については、最終的な評価結果のまとめを行う際に、別途そういうこともあるんだということで考慮するという考え方で行ったらどうかということでございます。

その次の11ページが具体的なリスク低減効果の有効性の判定の方法でございます。

考え方といたしましては、まず、一番左側の1番目、SRMの除去について、一番下のところですが、SRMを除去していない場合に関しては、矢印の右側ですがリスク低減効果がほとんどなしという判定にしてはどうかということでございます。

次に、SRMを除去している場合の考え方です、まず、SRMの除去が法律等に基づいて除去している場合、もしくは任意の措置として除去している場合と、大きく分けると2通りに分かれるかと思いますが、これについて最初のスタート段階で重みづけをしまして、それぞれその次に、実施方法等を考慮するということです。具体的には※が1の下の1番目で表のSRMを除去している場合の措置内容がございすけれども、SRMの交差汚染防止対策として、いくつかあげております。①が食肉検査官等による確認ということで、枝肉等にせき髄とか残っていないかどうかの確認。

②として、枝肉を高圧水等によって洗浄を行っているかどうか。

③として、背割り鋸の洗浄等を行なっているかどうか。

④として、SSOPやHACCP等による管理ということで、きちんと手順書等を整備して管理の方を行なっているかという4つの項目のうち、大部分、3～4個程度実施していれば◎、半分ぐらい2個ぐらいですと○、それ以下ですと△ということで判定の方を行ってはどうかということでございます。

SRMの除去のところは以上でございまして、次に右側2番目のところで、と畜場での検査及びスタンニング、ピッシングの項目でございます。具体的な判定方法は、下の2番目の表を御覧いただければと思いますけれども、措置内容といたしまして、まず、と畜場で

の検査の方に関してはと畜前検査で歩行困難牛等の排除というのは、通常一般的に行われているかと思えますけれども、それに加えて、と畜場において BSE 検査を実施していれば、対策としてはいい状況ではないかということでございます。これに加えて、今度はスタンニング、ピッシングの方でございますけれども、圧縮した空気やガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング、もしくはピッシング両方とも行っていないという状況であれば◎。どちらか一つだけであれば○。仮にピッシングをやっているなど、それ以外の状況ですと△ということで、少しレベルを上げ下げして、最終的に一番右側のリスク低減措置の有効性の判定という欄でございますけれども、5段階で分類の方を行ってはどうかということでございます。

それから、一番下の注のところでございますけれども、まず、判定の際の基本的な考え方でございますが、最終的に日本向けに輸出される付加的要件等を踏まえて、日本に輸出される食肉について判定するというのをベースとしてはどうか。

もう一つ、SRM の範囲がございまして、これについては、今回の評価対象国が BSE 未発生国であるということなどを踏まえて、OIE の管理されたリスク国の SRM の定義をベースラインとして考えて、それと大きく異なる場合は個別に判断をするということで行ってはどうかということでございます。

食肉の考え方を整理したものは以上でございます、これに従いまして、各国の評価を試行的に行ったものが、次の資料 3、カラーの A3 の紙になります。

資料の 3 の 1 ページ目は生体牛の部分でございます、オーストラリアとメキシコは既に前回までで整理しておりますので、基本的に内容はそれと同一でございます。

今回、チリ、ブラジル、ハンガリーの回答書を新たに配付させていただきました、時間の関係で内容の詳細な説明は省略させていただきますけれども、前回までの生体牛の整理の考え方に従って、この 3 か国も同様に試行的に評価を行った結果ということでございます。まず、チリですが、侵入リスクは全期間無視できる。

暴露増幅リスクは、かつては高かったけれども、その後、次第に改善されてきて、直近では非常に低いという判定になるということでございます。

次にブラジルですが、侵入リスクはほとんどの期間について、無視できる。一部、1991 年から 95 年だけは、低いということになっております。

暴露増幅リスクは、大体チリと似たような感じでございます、かつては高かったけれども、その後次第に改善されて、今は非常に低いという状況でございます。

一番右側のハンガリーに関してですが、侵入リスクは大部分高いというような状況です。

これはハンガリーはヨーロッパですので、欧州の国々から生体牛や肉骨粉の輸入がかなりの量があるということで、侵入リスクの評価としてはこういう結果になっているということでございます。

その下の暴露増幅リスクの方でございますけれども、かつては中程度だったんですけれども、その後、次第に改善してきており、直近では無視できるということです。ハンガリーはEUですので、飼料規制が、世界的に見ても厳しいレベルでやっていますので、直近の暴露増幅リスクは無視できるということになっているということでございます。

これらの生体牛が、最終的に食肉処理されて総合判定ということになりますけれども、2ページ目の方が食肉及び内臓のリスクということで、先ほど説明した資料の2の食肉の評価手法に従って整理をすると、こういう結果になるということでまとめたものでございます。

まず、一番左側のオーストラリアでございますけれども、こちらは一番上のSRMの定義のところですが、国内ではSRMの定義はないということでございます。

ただし、輸出国の要請等に応じて任意の措置として必要があれば除去をしているというようにございます。

あと実施方法のところでございますけれども、背割り鋸は一頭ごとに洗浄している。あとは検査官等によって、せき髄の残存等は確認している。輸出施設に関してはHACCPとかSSOPの方を導入しているということで、SRM除去の実施方法等に関しては◎。

その下、と畜場での検査、スタンニング、ピッシングのところでございますけれども、と畜場での検査というのは一般的に健康な牛のみがと畜対象となるということで、一般的な生前検査が行われているということになります。

それから、圧縮した空気またはガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニングであるとかピッシングは行われていないということございまして、ここの項目の判定は○ということで、先ほどの資料2のフロー図に従って判定の方をしていくと、一番下のリスク低減措置の有効性の判定ということでございますけれども、リスク低減効果は大きいという判定になるということでございます。

そのほか、オーストラリアに関しては、真ん中よりやや下のところでございますけれども、機械的回収肉を実施しているということですので、この部分は別途考慮する必要があるだろうということになるかと思えます。

その次の欄がメキシコでございますが、こちらに関しては、SRMの定義はオーストラリアと同様に、国内ではSRMの定義はないということでございますけれども、ただ輸出に関

しては、通達を出しておりました、30 か月齢以上の牛の頭部・せき柱、せき髄、背根神経節、全月齢の回腸、扁桃ということで、OIE の管理された国とほぼ同じ範囲を SRM として定義をしているということでございます。

更にメキシコについては、一番下の家畜衛生条件という欄でございますけれども、日本とメキシコの間の家畜衛生条件の中で、SRM に関する記載がございまして、いわゆる日本の SRM に該当する部分は含まないというような規定もございまして、SRM の除去に関しては、法律等に基づいて除去しているという判定になるのかと思います。

あと実施方法のところでございますけれども、背割り鋸の洗浄、枝肉の洗浄、と畜検査員による枝肉のせき髄片の付着がないことの確認、HACCP・SSOP については行われているということで◎という判定になっております。

その下のと畜場での検査、スタンニング、ピッシングの欄につきましては、生体検査を行っていて、歩行困難牛や神経症状を呈した動物はと畜ラインに入れない。それから、圧縮空気またはガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニングやピッシングは実施されていないということで○という判定ということで、それを組み合わせますと一番下のリスク低減措置の有効性の判定の欄でございますけれども、リスク低減効果は非常に大きいという形になるかと思います。

真ん中がチリでございますが、こちらは SRM の定義のところですが、2005 年ですけれども、チリの国内の措置として、30 か月齢以上の反すう動物の脳、小脳、眼、せき髄、扁桃、脾臓、それから全月齢の回腸末端部について、SRM として定義をしているところがございます。

ただしせき柱は SRM になっていないという状況でございます、OIE の管理されたリスク国の基準とかなり近い状況ではありますけれども、せき柱の部分は若干異なっております。

下の実施方法のところでございますけれども、と体は洗浄をしているということと、枝肉へのせき髄片の付着は獣医師の責任下で検査を行っているということと、HACCP・SSOP も輸出施設に関しては導入しているということで実施方法の方は◎ということでございます。SRM の除去の部分の判定としては大部分は法律等に基づいて除去しているということでございますが、せき柱だけは任意の措置として除去しているということになるかと思えます。

下のと畜場での検査、スタンニング、ピッシングの欄でございますけれども、まず、と畜場での検査は生体検査が獣医官によって行われている。

それから圧縮した空気、またはガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニングやピッシングは行われていないということで、この欄は○という判定になりまして、それを組み合わせますと、リスク低減効果が、非常に大きいから大きいという形で、せき柱だけが任意の措置ということで少し幅記載になっているということでございます。

次に右から2つ目のブラジルでございます。まず、一番上のSRMの定義のところでございますが、ブラジルの国内規制としてはそこに記載がありますとおり、脳、眼、回腸遠位部、扁桃がSRMとして定義をされているということで、OIEの基準と比べると若干狭いということでございますけれども、ただしブラジルに関しては、一番下の家畜衛生条件のところでございますが、SRMに関する記載として日本のSRMに該当する部分は除くという記載がございますので、日本向けに輸出される牛肉に関しては、SRMを法律等に基づいて除去しているという判定になるかと思えます。

次の実施方法のところでございますが、背割り鋸の洗浄でありますとか、枝肉の洗浄、あとは枝肉にせき髄片の付着がないことを検査官が確認をしております、輸出施設では、HACCP及びSSOPを導入しているということで、実施方法は◎という判定になるかと思えます。

その下のと畜場での検査、スタンニング、ピッシングのところでございますが、まず、と畜場での検査はと畜前検査で異常を示す個体は隔離されるということでございます。

それから、圧縮した空気またはガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニングとピッシングに関しては実施していないということで、この項目の判定は○ということになりそれを組み合わせますと、リスク低減効果は非常に大きいという判定になるかと思えます。

最後に一番右側のハンガリーでございますけれども、まず、SRMの定義の欄でございますが、こちらはハンガリーはEUですので、EUと基本的に同じ規制ということで、まず12か月齢を超える個体の脳、眼を含む頭部、せき髄、24か月齢を超える個体の背根神経節を含むせき柱、それから全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸、腸管膜ということで、OIEの管理された国の範囲よりも若干月齢が広めの部分もあるということでございます。

補足しますと、回答書いただいた時点では、せき柱は24か月齢超でしたが、その後、EUの規則の方は変わっております、現在は恐らくせき柱に関しましては30か月齢超でやっているのではないかと思われますが、いずれにしてもOIEよりも若干広めであることは変わりないかと思えます。

次の実施方法のところでございますが、背割り鋸の洗浄であるとか、枝肉へのせき髄片の付着がないことを獣医官が確認をしているとか、HACCP等が行われているということで、実施方法も◎ということになるかと思えます。

次のと畜場での検査、スタンニング、ピッシングのところでございますけれども、ハンガリーはEUでございますので、まずと畜場での検査は、生前検査で、まずにやるのに加えまして、通常と畜牛についても、と畜場でBSE検査のサンプリングを行っているということでございます。

圧縮した空気またはガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニングであるとか、ピッシングは行われていないということで、この欄の判定は、と畜場でBSE検査も行っているということで、◎という判定になっております。

それを組み合わせたリスク低減措置の有効性の判定は、一番下の欄でございますけれども、非常に大きいということになるかと思えます。

資料の説明の方は、以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。一応、新しいチリ、ブラジル、ハンガリーを含めて、たたき台案として、専門委員会の特に疫学の先生たちとの話し合いの中で決めてきた、食肉のリスク評価の方式を踏まえて一応、今、わかる範囲でのデータを書き込んでいただきました。

資料4の論点メモに沿って議論を進めていきたいと思えますけれども、その前に今の資料の2と3について、特に確認しておきたいことあるいは質問があれば、先にそっちをやった上で、論点メモに沿ってもう一度今の資料含めて議論を進めていきたいと思えますけれども、どなたかございますか。

どうぞ。

○小野寺専門委員 資料の3のチリのSRMの定義に関してですけれども、チリでは、せき柱はSRMではないと、日本でも大昔は、せき柱はSRMではなかった時期がありましたけれども、SRMに当たっている議論があったんですけれども、それに関してチリの場合はSRMではないというのは、何か特別な理由はあったんでしょうか。

○横田課長補佐 回答書の方では理由までは確認しておりませんので、せき柱の部分の記載のところではSRMではないという記載があったので、そのままこちらの整理表の方では書いているというところでございます。

○小野寺専門委員 わかりました。

○吉川座長 ほかにございますか。急に質問がございますかといっても難しいかと思えますけれども、もしそうであれば、論点でもの中で議論していく中で、今の資料に戻ってくる機会も多いかと思えますので、とりあえず、ただいまの資料の2と3については説明をいただいたということで、資料の4を見ていただけますか。

今、事務局の方から御説明ありましたけれども、分析を進めていくに当たって幾つか基本的な考え方に絡む部分、それから、各項目、今の SRM の定義の部分もありましたけれども、確認のあるいは審議をしていかなければならない点があると思いましたので、一応資料の 4 に書き上げてあります。

ここにはない項目について議論することも別に問題ありませんけれども、一応、進め方としては論点メモに基づいて、資料の 2、3 あるいはこれに関連して資料 5、6、7 を事務局に用意していただいていますので、その辺を合わせて議論を進めていきたいと思えます。

それでは、最初に基本的な考え方ですけれども、評価の仕方については、既に生体牛あるいは食肉等のリスクのやり方の考え方は議論が済んでいると思えます。

今日、新たに食肉、内臓の項目のまとめ方についてのたたき台が出たわけですがけれども、最初に評価の前提についてということで、(1) のところですがけれども、回答書に記載されている各国の措置に加えて、現在行われているリスク管理措置通知という者に対する SRM 輸入自粛指導、あるいは一部の国については、二国間の家畜衛生条件で SRM を含まないに及び内臓という規定が、それぞれの国に関してなされているわけですがけれども、これを評価の項目として、どういうふうに加えるかということですがけれども、これについては、資料の 5 に、事務局の方で、実際にどういう国に対して、どういうルールが適用されているのかということをもとめていただいておりますので、その説明を受けながら、この項目についてどうするか。

アメリカ、カナダのときは、同じような EV プログラムという輸出を前提とした、特別設置のプログラムがありましたけれども、あのときはまだ、実施をされていないということで、米国、カナダのリスク評価をしたときには、実績のない前提に立って評価をするという困難さがあったために、科学的同等性としては評価できないけれども、遵守されるのなら、リスクはこの程度になるだろうという評価結果を出したわけです。

今回の場合は既に通知あるいは二国間の条件で動いているので、少しアメリカ、カナダのときの EV プログラムと一部重複する内容ではありますけれども、状況は違うということは把握しておいてください。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 そうしましたら、資料 5、BSE 未発生国から輸入される牛肉及び牛臓器に係る健康のリスク管理措置について (SRM について) ということでございますけれども、こちらに関して御説明を申し上げます。

現行のリスク管理措置としては、まず、一番左側ですがけれども、1 つ目としては厚生労

働省の通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導という形でございます。こちらの方は厚生労働省の通知ということで、対象者の方が輸入業者でございます。対象国がすべての国です。

内容といたしましては、BSE未発生国で万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるように輸入業者に指導の方を行っているということでございます。

一番下の輸入時の対応でございますけれども、厚生労働省の検疫所でございますけれども、こちらで輸入業者に対して指導を行って書類審査等で疑わしいものがあれば、必要に応じて現場検査等も行っているという状況でございます。

真ん中でございますけれども、こちらが二国間で取り決めた家畜衛生条件に基づく輸入規制ということで、こちらは一義的には動物衛生の観点からということでございますけれども、リスク管理機関としては、こちらは農林水産省が所管ということでございまして、対象国は相手国の輸出国の政府ということで、対象国というのは、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、中国の4か国を書いておりますけれども、これに関しては内容の欄でございますけれども、家畜衛生条件を日本向けに牛肉、牛臓器を輸出する国との間で定めており、これは二国間で結んでいる条件ということでございますけれども、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、中国については、SRMを除く肉及び臓器に関して家畜衛生条件を定めているということになりますので、これらの国からは、SRMは家畜衛生条件に含まれておりませんので輸入することができないということになるかと思えます。

一番下の輸入時の対応でございますが、こちらは農林水産省の動物検疫所で家畜衛生条件への適合について、確認をしております、書類検査でありますとか、一定割合で現物検査の方も実施しているという状況でございます。

一番右側の欄は、今回直接は関係ありませんが、そのほかの措置として農林水産省の通知により肥料・飼料に関しても、SRMについて、同様に行政指導であるとか法律による利用禁止の措置等が取られているということでございます。

現行のリスク管理措置の概要に関しては、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。追加項目は実際には日本に輸入する際に実施されているわけですが、これを最初の考えでは、生体牛、食肉それぞれのリスクと併せた総合評価という格好で、これまでやってきたわけですが、アメリカ、カナダと違って既に実行されている輸入業者に対する行政指導、それから特定の国に関しては二国間での家畜衛生条件に基づく輸入規制ということが実施されているわけで、それを評価の中

にどういうふうに組み込むかということ。組み込まないというのと組み込むというのと、組み込むものについても、ある条件で組み込むあるいはそのまま組み込むと幾つか通りが考えられるかと思いますが、この点に関してどなたか御意見あるいは御質問はございますか。

どうぞ。

○筒井専門委員 これはどう考えるかということなんですけれども、いわゆると畜場のリスク軽減の効果のところ、SRMの除去というのが非常に大きなウェイトを占めているということだと、実際に輸入されるときに、SRMをもう輸入しないということが前提であれば、それは輸入に際してはあまり効いてこないということになってしまうので、私が見たときにこれは前提として、SRMが輸入される可能性があるとしたら、したがって、と畜場でSRMの除去というのが非常にウェイトが高いというふうに考えていたんですけれども、実態上SRM輸入指導ということなんですけれども、実際に輸入される可能性というか、そういったものはどうなんでしょうか。もし、おわかりになれば、お願いします。

○横田課長補佐 そこはなかなかデータとしてというのは難しいところがあるかと思いますが、一応、今、御説明したような措置が取られているということで、基本的には入らないようになっているという状況になるのかと思います。

○吉川座長 私が先ほどアメリカ、カナダのときと違うと言ったのは、ある意味では既にこの措置が取られているわけで、例えば通知による行政指導で輸入を控えるようにという国内向けの業者に関しての一定の指導をして、それが実際に遵守されているかどうかということに関しては、この内容であれば、書類審査をしている。もし、書類審査上、疑わしい事例があれば、現場検査を行っているということですから、実際にどういう書類審査がなされていて、どの程度の疑義があって、どの程度も現物検査で、どういう結果になったのかということは、実績としてあるだろうと思うんです。実際に行っているわけで、アメリカ、カナダのときにはこういう条件でやりますというだけで実態がなかったのも、その有効性がどうか、あるいは違反事例がどうなのかというのは、実際にはやってみるまでわからないという状況で評価をするという操作をしてきたんですけれども、それは二国間の方については法規制ですから、もっと厳しいので、多分書類検査についても、それから、一定割合で抜き取りの検査に関しても、多分法的基準に基づいてやられているので、その記録等に関してはとってあるのではないかと私は想像するんですけれども、こういうのはどうなんでしょうか。実際に、検疫所あるいはそういうので、アメリカ、カナダのときは、そういう心配もあったので、一時は全箱検査をやったり、一定の抜き取り検査したり、そ

の中で見つかったエラーとか、そういう問題もあって、また、行政同士でのシステムに関する話し合いということも、もたれたごとになったんですけれども、私個人的には、もし、そういうデータがあるならば、そういうデータを見せてもらった上で、この措置の有効性を考えて評価するという方がいいのかなと思うんですけれども、そういうシステムになっているかどうかはわからないので、どうぞ。

○小野寺専門委員 この二国間の中で、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、中国と書いてあるんですけれども、何となくメキシコ、ブラジル、アルゼンチンは、要するに生肉だろうとは思いますが、中国は加工肉とか、国によって、同じ肉でも内容が少し違うとか、そういうことはないんですか。

○吉川座長 事務局の方でわかりますか。

○横田課長補佐 今、正確な資料は手元にないんですけれども、当然国によって加熱肉かという条件はあったかと思えます。ただし、それは食品衛生というよりは、家畜防疫の観点で口蹄疫などの疾病を防止する観点から、加熱条件等を定めていたかと思えます。

○小野寺専門委員 特に二国間で取り決めた家畜衛生条件に基づいて記載と書いてあるので、これは農水省の方なんだろうけれども、多分、中国の場合は加熱肉で、アルゼンチンとかはどうかと。その辺の情報があれば、もう少し判断ができるかと思うんですけれども。

○吉川座長 もとに戻って、筒井委員の意見としては、もし、こういう条件が既にある、それなりに遵守されているなら SRM が入ってこないという条件ができているのだから、生体肉の評価のときに、それぞれの国で行われている、今日たたき案が出たんですけれども、◎、○、△という評価は、行わなくてもいいのではないかということですか。

○筒井専門委員 そういうことではありません。ウェートが SRM 除去ということがメインとなっていますので、SRM をそもそも輸入しなければ、それに対して間違っに入って来る可能性が少ないという意味での理解はできるんですけれども、こちらでがっちりガードしていれば、むしろ食肉への汚染というものが重要なファクターになってきて、SRM そのものを除去しようと除去しまいと、入ってくるパーツは、SRM 以外ということになってくるのではないかと私は考えたので、リスク評価のところ少しウェートのかけ方が変わってくるのかなと感じたんです。

○吉川座長 わかりました。ここに関してはどうでしょうか。

どうぞ。

○水澤専門委員 正しく理解できているかどうかわからないのですが、ここに書かれてい

ることからしても、それから報道がされていることからしても、いずれも SRM に関してはチェックされているんでないでしょうか。年に一遍ぐらい間違っただけという報道もあったので、チェックされていて、多分、全部ではなく、一定の割合で抜き取り検査等をされていて、何件のうちに 1 件あったとか、そういうデータはありますね。

特にここで見ると、農水省の方は現物検査をしている。検査を実施しと書いてありますので当然やっけていて、厚労省の方は疑わしいものがあるということなのでよくわかりませんが、でも実際はやっていますね。そういう理解ですけれども、それでいいのでしょうか。

○横田課長補佐 資料 5 はリスク管理機関の方に内容の方は確認しておりますので、ここに書かれているとおりの理解で思います。

○吉川座長 ほかに御意見はございますか。やっていないことはないと思うのです。そういうルールになっているので、実際にやった上での実績がどうなっているのか、多分アメリカ、カナダのときにはそういういきさつでかなり広範囲に、ときには網羅的に検査をするという格好の中で、ある程度の頻度のエラーという問題が出てきたわけですがけれども、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、これから評価していこうという国については、全くそういう問題がなかったのか、あったけれども、アメリカ、カナダに公開する事例ではないので適宜対応を取ってもらったというレベルの問題なのか、私は少し気にはなるのです。アメリカ、カナダだけがエラーを起こしてほかの国がエラーがないとは、食肉加工までのすべての過程を考える中で、そんなに国によって超厳密ということは、私は今までの経験からして考えられないので、もしデータがあるならば、少しアメリカ、カナダとの比較も含めて、どの程度のエラーがあって、どの程度の改善要求でどうなっているのかという、実績のあることですから、もし、管理機関側から情報提供ができるのならば、それを踏まえた上で、この項目についての評価への反映ということを考えて方が賢明ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○小野寺専門委員 確認なのですけれども、SRM というのは当然いろんな国で SRM の範囲が違うというのを、やっとなら日本とアメリカとカナダの問題になっていたわけですがけれども、当然この場合の SRM というのは、日本の SRM ということですね。日本の農水省が検査するのだから。

○吉川座長 その SRM の件に関しては、国内的にあるいは輸出条件としてどうしているかというのは、先ほど資料の 3 で事務局が説明されたように、SRM の定義に関しては国内版、それから輸出で差のある国もある。

必ずしもそうではないですね、日本の条件に全部合わせているのですかね、そうではないですね、月齢とかそういうものまで含めて。

○横田課長補佐 資料5では、明確になっていませんでしたが、資料5の通知であるとか、家畜衛生条件のSRMというのは、日本のSRMの定義と同一でございます。

○吉川座長 どうぞ。

○石黒専門委員 今の基本的な考え方の最後の方の考慮して評価を行うという評価というところのアウトプットといいますか、それは有効性の判定のところに影響してくることですね。

大事なのは、SRMそのものよりも、やはりSRMからのいろいろなものの汚染が一番大事なところだと思うのです。確かに、こういったいろいろな措置を日本が取っていて、それはそれでよくわかるのですけれども、やはりその国の肉の評価という意味では、汚染というのはどの程度のことなのか、SRMの意味合いですな。

ですから、一番最後の評価というところを判定というところまでもっていったいいのかということ。やはりその国の食肉の加工、それからそこから出てくるものは、それとして評価をする。

輸入の措置の評価をどう加えるかというんですけれども、それはまた別のもののような気がするのですけれども。

○水澤専門委員 今のは、暴露増幅リスクのところではないですか。そういう汚染源があった場合に、SRMは汚染源になりやすいですね。

○石黒専門委員 恐らく最終的な判定をせざるを得ない。色が変わっているところに持っていくのだらうと思うのですけれども、そのところに評価が関わってくることを今、議論しているわけですね。ですから、議論している部分のあれが違うような気がするのですけれども。

○水澤専門委員 多分両方なのだと思うのです。筒井先生がおっしゃったのも、多分そうだと理解しているのですけれども、入ってくるところでブロックする、SRMは入れないというのは一つ大事だと思いますし、こういう国々でつくられた肉が汚染されているかどうかというのもとても重要で、ここに書いてあるような過程をチェックしなければいけないわけです。私は個人的には、このプロセスといいましょうか、評価のやり方をこれまで検討してきたのはかなりよくできているのではないかと思って見ていただきます。

例えば、我々もしよっちゅう外国へ行きますし、入ってくるものを阻止するだけではなくて、そういう国々の実態がどうなっているかということも多分知りたいと思います。私

はこれとはとてもいいやり方ではないかと思っています。

そういう理解ではいかがでしょうか。

○吉川座長 私自身の理解は、ちょうど生体牛のときに侵入リスクと国内暴露という法規制を含めた実績に対して、それがもし想定されるとすれば、どういう生体牛のプリバレンスになるだろうかと、どのくらいの陽性牛の率になるだろうかということを検証する一つの手段としてサーベイランスという方法を用いて、それぞれの評価に対して裏打ち的に使おうという仕組みだったと思うのです。

同じようなことを肉で考えると、それぞれの国内のオブリゲーションの場合もあるだろうし、ボランタリーの場合もあるだろうけれども、一番コンタミあるいはリスクの下になる SRM をどういうプロセスでどういうふうにしてリスク低減をきいて、という段階と、多分私が考えるにはここで日本がこういう条件の下で、本当にそのプロセスが遵守されたかどうかというのを検証する意味では、ここでの輸入条件のエラー率というか、一応国内法ではこうなっているし、条件ではこうなっているけれども一切には非常にエラーが多くて困るということになれば、それはあくまで評価としてはそれぞれの法規制があるか、あるいはシステムできているかという、ある意味では書類上の評価になりますけれども、その実際の裏付けデータというのは、多分得られるとすると、この部分になるのではないかと私は考えたので、構造的には生体牛のときのサーベイランスに相当するような項目として評価に加わるのかなというのが、そういう意味でさっき、もしデータがあるのなら出してほしいと求めたんですけれども。

筒井専門委員、どうですか。

○筒井専門委員 私の言い方が悪かったのかもしれませんが。私が言おうとしていることは、輸入の時点で SRM が入ってこないというシステムを持っているというのはいいことだと思うのです。

もう一つ、ある意味では輸出国においてと畜場で SRM を除去するということはいわゆるダブルガード、ダブルチェックシステムになっている。ダブルチェックシステムという意味は、輸入の場合でも抜ける可能性があるのでダブルチェックで置いている。絶対に入っていないという前提であれば、恐らくそれは必要ないだろうと思うんです。

ですから、そういった意味でのダブルチェックシステム、可能性があるものとして評価をするのか、それとも全くなくて評価をするのかという意味では、意味合いがかなり変わってくると思われましたので、それではまさしくと畜場の中でウェートを除去することが本当に重要で、コンタミというのはある意味では少ない、ウェートとしては低いものという

ふうに理解するのか、そこを最初にある程度決めておかないと、いわゆるどういう形で評価するかというものを決めておいた方がいいのかなと思ったので、最初に少しお話をさせていただいたんです。

○吉川座長 わかりました。ほかにどなたか、今までそういう意味では評価した中では、あまりこういうケースがなかったのですが、何回も言うように、アメリカ、カナダの場合には、まだ実際には実施される前で、輸出条件というのをどう評価するかということは、評価対象にしないまま分析をしてきたので、今回、そういう意味では、どういう評価ウェイトで、どういうふうに入れるかというのは、新しい試みになる格好になります。

最初に言ったように、もう既に生体牛と食肉評価のところでは全部できていればいいのではないかという考え方から、検証に使おうと、私はそう思ったわけですが、あるいは非常にこっちの方にウェイトを置いて、こっちが遵守されているということであれば、中の方はそれほどしなくてもいいのではないかという考え方、いろいろ考え方はあるかと思うんですけれども、どなたか自分ならこう考えるというのはありますか。

どうぞ。

○堀内専門委員 今のは、結局食肉の方の話をしているわけで、食肉という観点では、OIEとかEFSAの評価にはあまり入ってきていないわけですね。そういうところで独自性があるのではないかと思うんですけれども、そういう意味で、先ほどのSRMの汚染という話がありましたけれども、その点に関しては、例えばこの表の中にも背割りの項目であるとか、洗浄項目というのが入っていますし、あとせき髄片の確認というところもありますので、そういうところである程度確認はできるのかなと思うんです。

ただ、一方で、先ほどからずっと気になっているのは、どうしても北米のEVプログラムのときからこの場にいる者としては、我が国の技術水準との比較ということは常に頭の中にありまして、例えば日本ですと、ある程度研究実績があって、どのぐらいのせき髄片の汚染があるのかという科学的なデータまであるわけですね。

ただ、この国々でウォッシュはしています。ではどういう条件でそれによってどのくらい残留しているんですかというのは、この情報から知ることはできないわけですね。そこら辺をどう考えていいのかというのは、自分では判断がつかないのですけれども、どうしても北米の話と対比してしまうと、日本国内の技術水準でやっていることと比較してどうなのかというのが少し気になる場所です。それは、意見として申し上げます。

あと、先ほどから出てきている家畜衛生条件であるとか、その確認ですが、それについては一度管理機関の方にデータがあるかどうかということを含めてしっかり情報提供を

していただきたいと思います。

○吉川座長 海外で行われている技術水準がどのくらいのものかというのを、実際に質問書の中で答えてもらうのは難しいし、多分日本のような格好で研究対象としてどこまで交差汚染を免れているかというような研究は多分ないのではないかという気がするのです。多分我々としては不十分であっても、回答書の中、こちらの質問書と、向こうから答えてきた回答書と、どちらかというデスクワークみたいになってしまいますけれども、そういうもので評価を進めていかざるを得ないというのが実情だと思います。

○堀内専門委員 ただ、そういうことがあるという前提で評価をしていくことと、それを考えないでやっているということとはまた意味合いが変わると思いますので、一方で我が国で行っていることというのは、一つのスタンダードにはなると思うんです。それを見ないでやっていくよりは、あくまで前提としてあって、それに対してどうだという評価をしておかないといけないと思います。

もう一点なんですけれども、1つの考え方として、先ほどから BSE 未発生国であると、その重みづけですね。そこまたは加味する必要があるのかなと思います。

○吉川座長 端的に尋ねますけれども、BSEの未発生国であるという重みづけを加味するというのは、出ていないということの評価しろということなのですか。日本的なレベルでの検査を十分に行っていないということを考えるという、先ほどからの絡みで言われると、今、言われた委員の内容が両方に解釈できるものだから。

○堀内専門委員 今は食肉の方でずっと話をしているので、あくまで先ほどずっと SRM の定義のところでは OIE 基準というのが随分出ていたと思うんですけれども、そういう視点です。

今、私がお話ししているのは、あくまで食肉の評価という観点からの OIE 基準と考えていただければいいかと思います。先生が、今、おっしゃられたことは恐らく生体牛の方にも関わってくるのではないかと思います。

○吉川座長 論点メモの2の各項目の考え方の1のSRMの除去のところでは、また少し今の件に関しては議論したいと思いますが、では、こればかりで約束の時間まで費やすわけにいかないのです、もし管理機関側の方にデータがあるのであれば、データを出していただきたいと思います。その上で、最終的な総合評価の中に、どういう格好で加えるか、もう少し今日の議論を含めて考えておいてもらって、次回までに少し考え方を固めたいと思いますし、それはひょっとしたら管理側から出てくるデータにディペンデンスする部分があるのかもしれませんが。一応この項目に関してはそういうことでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、急がせて申し訳ありませんけれども、基本的な考え方の(2)の食肉及び内臓の評価項目のまとめということで、前回のたたき台に関して、変更案というところで、先ほど説明がありましたけれども、多少重みづけ、前は項目を均一に並べていたのですけれども、食肉に対する汚染のリスクという点から、多少重みづけをしてSRM除去というものを1つの中心において、ほかの項目との組み合わせということで、考え方は、デシジョンツリーで、基本的には前と変わっていません。SRMの除去について判定を行って、その他の項目、と畜場での検査スタンニング、ピッシングと組み合わせて、食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性という格好で、非常に大きい、大きい、中程度、低い、ほとんどなしの5段階で評価するという事。

それから、機械回収肉については、食肉、内臓とは全然違う工程を取ってくるので、これを実施している国については、そのリスク評価は、食肉、内臓とは切り離して機械回収肉としてやるという2つの提案になっていますけれども、これに関してはどうでしょうか。

意見はありますか。

○小野専門委員 一応、少し私が考えたのは、また個別的な話になってしまうんですけども、メキシコの中で、アメリカ、カナダと自由貿易協定で、牛肉は行き来しているはずですから、アメリカとカナダと同じような、例えばSRM除去とか、そういう条件ではないかと、私は見ていたんです。

というのは、メキシコところのSRM除去を見ると、割合、2行ぐらいしか書いていなくて、ちょっと簡単だなと思って、これは恐らくアメリカ、カナダの、例えば牛肉輸入の場合ですと、結構いろいろと細かくSRMに関して書いてあったと思うのです。ただそれだけです。

○吉川座長 食肉、内臓の評価及び機械回収肉の取扱いに関しては、これでいいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、一応懸案だった食肉側のは、先ほど言われたように、あまりEFSAでもOIEでもこういったタイプの評価はしていなかったもので、日本が独自にやるという格好になるかと思えますけれども、一応こういう評価方式で各国の評価を進めていきたいと思えます。

それでは、小泉さん何かありますか。どうぞ。

○小泉委員 最終的に資料の3のSRM除去の実施状況等という各国の表がありますね。それで「日本向け輸出のための付加要件等」というところを見ますと、下から3カラム目、

ハンガリーは、全く書かれていないということは、日本向けにはほとんどそういった付加条件がないと見ると、ハンガリーが一番上の SRM 定義の中で 24 か月齢以上でしか背根神経節を取っていないということですね。それが日本に輸出されていると考えていいのでしょうか。

○吉川座長 これはどうなっているのでしょうか。先ほど日本基準だという説明とは確かに、言われてみると矛盾する内容にはなっていると思うのですけれども。

○横田課長補佐 資料 3 の方は各国の回答書に基づいて整理しておりますので、ハンガリーの欄の空欄というのは、ハンガリーの回答書の方で特に記載がなかったので空欄にしているということではございます。ただし、最終的に日本に輸入される牛肉に関しては先ほど資料の 5 で説明しましたけれども、日本の水際の措置として、輸入業者に対する行政指導ではございますが、厚生労働省の通知という形で、せき柱に関しても、全月齢について指導の方は行っておりますので、基本的には入って来ないような体制にはなっているという理解になるかと思えます。

○吉川座長 確かめておいてください。本当にそうなのだろうか。ハンガリーは、ある意味では、OIE よりも確かにきつい基準で国内対応もしているのです、それに対して更に上乘せ条件として、全齢ということを課しているのですね。

○横田課長補佐 全月齢というのは、資料 5 に書いてありますけれども、対象は輸入業者になっておりますので、ハンガリー政府としてではなく、日本の輸入業者が恐らく発注する際に、そういったものが入っていないものということで発注の方をしているというのが実情になるかと思えます。

○吉川座長 そうすると、実際には業者の責任でやってくださいということなのですね。そこが二国間の協定とは大きく違うところになっているということですね。

小泉先生、そういうことだそうですね。いいですか。

何かありますか、どうぞ。

○栗本事務局長 いずれにしても、そこは確認します。

○吉川座長 どうぞ。

○北條評価課長 これまでの先生方の議論の確認ですが、資料 4 の基本的な考え方の (1) と (2) に関して、今日用意いたしました資料 2 の 11 ページの有効性の判定について、実は御議論をしていただいていたわけではございます。例えば筒井先生から御指摘のあったことにも絡むわけではございますが、この資料 2 の 11 ページの案は、SRM 除去というのが非常に大きなウェイトを持って対策として考えられるということで、その重みづけをかなり大

きくしている。

完全な対策を行った場合を 10 とすれば、SRM を除去する場合については、例えば、7 であるとか 8 とかいうそのぐらいのグレードの対策はとられた。つまり発射台は高く取っているという、そういうことを前提とした案になっていて、SRM 除去している場合の食肉の汚染の部分の対策であるとか、と畜場での検査、スタンニング、ピッシングは、付加的な対策としてとらえて、そういう形で一応整理をされているというところなんです、こういう考え方で有効性の判定をするということによろしいかということなんです、それはそれで確認されたと理解してよろしいのでしょうか。

○吉川座長 私は確認されたと理解をしているのですけれども、というのは今言われた(2)で新しいたたき台案としては、そういうウェット性を用いるということで、5段階評価に持っていて、それは OIE も EFSA もやらなかった、我々独自のやり方だけれども、それでいいですねということで、特に疑義がなかったのも、現時点では、特にほかの国を評価していて、これはまずいというような回答書の中から問題が出てくれば、最終評価までの間に変更があるかもしれませんけれども、少なくとも食肉レベルの段階では、システムティックに SRM はどう扱われているか。それがある程度除去が担保されているかというのは、最終のリスクにとっては一番大きなウェットを占めるだろうと思います。それは国際的にも多分そういう考え方だろうと私は思うので、こういう重みづけがあってもいいのではないかと個人的には思っているのですけれども、今、事務局の方から確認があったんですけれども、よろしいですか。

○北條評価課長 それと、2 点目は、その発射台については、いわゆる法律、これは家畜衛生条件で定めている場合と、行政指導たる通知で行われているケースで発射台を分けるというところも一応それでよろしいということなんでしょうか。

勿論、実際にどのように検査等が行われているかについては、追って確認という御指示があったわけですが、それはそれとして、一応この発射台を 2 つに分けるということもよろしいということでしょうか。

○吉川座長 SRM の除去のシステムができていても、法的に罰則規定が、当然そこには法的の場合には伴うわけですが、そういうものとボランティアベースで任意で除去しているものとの間に差を、スタート時点で付けるということも、疫学の先生方との議論の中で案として出てきたんですけれども、これについてもよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 一応そのことも含めて、委員会としては当面このスタイルでいこうというこ

とでいいと思います。

各項目の考え方になりますけれども、それと、先ほど少し出てきましたけれども、SRMの除去に関してですけれども、今回の評価対象というのが、そこにある未発生国であるということ、さっき口走ってしまいましたけれども、いや、ないのだという考え方から、それは検査の問題であって、必ずしもゼロという意味ではないというところまで、かなり考え方には幅があると思うんですけれども、そうはいつでも評価を進めていくにはある程度ラインというか、ステータスというか、どうするという部分を決めなければいけないので、この提案としては、SRMの除去範囲に関しては、対象国がBSE未発生国であるということを一応考慮して、OIEの管理されたリスク国のSRM定義があるわけで、OIEには、無視できるリスク国には、基本的にはSRMはないということになりますし、管理されたリスク国に関しては、OIEの定義があります。

それから、不明のリスク国に関しては更に厳しい定義があるのですが、ここは管理されたリスク国の定義を基本としようということと、そこから見て大きく異なる場合には個別に判断するというただし書きを付けて、これでスタートしたらどうかということですが、この対応案に関してはどうでしょうか。

どうぞ。

○小野寺専門委員 また細かい話なんですけれども、例えばメキシコのこと、文章が短いということで気にしていたんですけれども、と畜場からレンダリング組織に送られるというところまでは、一応このとおりですけれども、その後どうなるのかなということも、オーストラリアですか、この場合は焼却するとか、廃棄数とかどうのこうのと書いてあるんですけれども、そういうことももう少し文章があってもいいのかなと思います。

○吉川座長 前のページの生体牛の方にも、残りの部分はつながっていく部分で見ると、SRMは基本的にはヒトの食用に利用して、ヒトの消費に不適切な部分は焼却する。死亡牛は埋却、と畜場での困難牛は焼却をして、残った牛の30か月以上のSRMは、と畜場からレンダリングに送るということです。

レンダリングの条件が大した条件ではなくて、交差汚染は、農場では防止する。製造ラインの管理、やはりこれを見ると、レンダリングで飼料利用はしているのではないのでしょうか。かなりのものはヒトが食べるけれども、残りの部分はレンダリングに送られて、反すう動物を規制しているだけで、レンダリングしたものを、このレベルの交差汚染防止で使っているということですね。そうだと思います。

元に戻って、とりあえずOIEのリスク管理国に適用されるSRMの定義を利用しようでは

ないかという考えですけれども、これに関してはどうでしょうか。

同じようなことは、生体牛のときにも多少はあって、例えば未発生国での生体牛のリスクをどうしようというときに、それはしなかったですね。メキシコはやる必要はなかったのですね。アメリカ、カナダ並みに扱おうか、どうしようかという議論が一時少しあったのですけれども、というのは、例えばオーストラリアがメキシコから牛を入れたら、メキシコの評価をしておかなければいけないんですけれども、未発生国なので、どこのクライテリアに入れようかという議論が、牛のところでもあったりしたことはあったんですけれども、とりあえず杓子定規に、未発生国だから無視できるリスク国でSRMがないという話になると、食肉評価のところは一切しなくていいという話に戻ってしまうので、かといって、不明のリスク国ほど、今までの生体牛の分析からしてみればめちゃくちゃなわけではないということで、ちょうどその中間の管理されたリスク国並みの基準を前提に考えていこうかという苦肉の策なんですけれども、どうでしょうか。

よろしいですか。

○小野寺専門委員 いいと思います。

○吉川座長 では、一応SRMの除去範囲ということに関しては、とりあえずこういうスタンスで臨もうと思います。

(2)は、と畜場での検査及びスタンニング、ピッシング、と畜前検査及びと畜場でのBSE検査の実施、それから、圧縮した空気またはガスを頭蓋内に注入する方向によるスタンニング、それからピッシングの実施の有無を考慮して判定を行う。これは先ほど事務の方からも説明がありましたけれども、特に問題ないかと思うのですけれども。

これは何か議論しなければならない重要性があったのでしょうか。

○横田課長補佐 項目として整理していく段階で、1つの項目としてはあげているということで、内容的に何か重要な問題があるということではございません。

○吉川座長 もしあるとすれば、先ほど評価課長の方からあったように、重みづけをこういうスタイルして、項目をSRM除去と、と畜場検査及びスタンニング、ピッシングという項目分けにして、重みづけを含めて、それでいいかということで、当面異論はないということなので、これに関しても特に問題なしということで。

そうすると、最後の機械回収肉については、別途考慮するというところで、疫学の先生たちとの話でも、機械回収肉の場合は、内臓肉の場合は、SRMとコンタミを除くという方向でリスク低減を取れますけれども、機械回収肉の場合は、つくり方は全然違うので、同じ評価方式は適さないのかもしれないという考えがあって、どうするというところで、あまり

結論が出なかったので別途扱うという格好のままここに出してきたのですが、どなたかこれに関して、こうしたらいじゃないかという考えがあったら、意見を伺いたいですけれども。

イギリスを始めとして、イギリスの場合は機械回収肉でしたし、アメリカの場合は、あとアドバンスド・ミート・リカバリーという先端的回収肉と呼んでおりましたけれども、基本的にはリスクが高いということでやめてしまったわけです。

ただ、この表を見ると、やはり未発生国においては、そうではなくて、今でも機械回収肉を使っていて、機械回収肉は、先ほどの輸入の、SRMを除くその他の規制は別として、実績としては機械回収肉は輸入されることは可能なのですね。ここで改めてこの項目が出てきているということはね。

○横田課長補佐 アメリカやカナダと違って、そういうものを禁止する規定は多分ないと思いますので、理論上は可能だと思いますけれども、ただ、本当に実際に輸入されているかどうかは、また別途確認してみないとわかりませんので、必要があればまた対象国に追加紹介することも必要になるかと思えます。

○吉川座長 確かめてみてもらいますか。あるいは業者指導通知の中に、そういう項目が書かれているのか、それは全く触れていないのか SRM だけで機械回収肉に関しては特にリコメンデーションも何もないというのが実態なのか。

○横田課長補佐 通知の中には、機械的回収肉についての記載はございません。

○吉川座長 わかりました。機械回収肉は、前の委員はかなり議論をしたので、どういう工程で、どういうふうにつくられるものが機械回収肉かということは理解していると思うのですが、新しく委員になられた方は、わかりますか。

私の理解している範囲では、骨についた肉を含めて、ぐしゃっとまとめて全部つぶしてしまっただ上で、骨をいろいろな方法で除いた残りの部分が機械回収肉というふうに呼ばれていて、アドバンスド・ミート・リカバリーも基本的にはほとんど同じ作り方だったと思うのです。

イギリスの場合は、これが多分直接ヒトの vCJD のリスク要因としては大きかったのではないかと疑われている要因なんです。

どうぞ。

○水澤専門委員 その作り方はわかったのですが、具体的にはどういうものに使われるのでしょうか。どういう使われ方をするというのは、わかっているわけですね。

○吉川座長 ハンバーグとか、そういうミンチの肉の一部に加えるという格好で使ってい

るんだと思います。

もし、あれだったら、もう一回古い資料になるかもしれないけれども、機械回収肉のつくり方と、その利用について少し資料を出してもらいますか。それも含めて、議論した方が賢明かもしれない。

では、これに関しては次回までに資料を用意してもらって委員に送ってもらって、その上でどう扱うかという議論をしたいと思います。

大体約束の時間が近づいてきたんですけれども、すみません、私は議論の方に白熱してしまって、資料の6及び7に、SRMの除去に関しての考え方の根拠の部分をお事務局から説明するという事になっていたんですけれども、すっかり忘れてしまったので、まだ時間的に余裕があると思いますので、資料の6と7の説明をお願いしますか。

○堀内専門委員 その前にちょっとよろしいですか。

○吉川座長 はい。

○堀内専門委員 今の資料の4の(2)に戻らせていただきますけれども、(2)でと畜場での検査及びスタンニング、ピッシングを十把ひとからげにまとめて考えているんですけれども、たまたまハンガリーという国がここに入っていて、EUではある程度スクリーニングの目的で、異常型プリオンタンパク質を指標にした検査というのを継続しているわけです。

ですから、そういう検査と、と畜場の起立不能とか、そういう臨床症状出しているようなレベルの検査というのを一緒にしてしまうのも、少し寂しいかなという言い方はあれですが、より科学的な検査を、例えばEU何かはやっているわけですね。そういう重みづけもあってもいいのかと思います。

具体的には、資料2の11ページのところに、先ほどからお話があったSRMで重みづけをして、次に、と畜場での検査、スタンニング、ピッシングで更に区別していくというところなんですけれども、もう一つスクリーニング検査、そういうものをやっているか、いなか。そしてそれに続く3段目の段階としてスタンニングであるとか、ピッシングであるとか、生前検査というのが、3つぐらいに段階的に考えられると、ある程度、日本で、今、行っている管理措置にも近いことを考えながら、これらの国を評価することもできると思うんですけれども。

○吉川座長 そうですね。事務局の案では、言われたとおり、そこには◎がと畜前検査による歩行困難牛の配慮に加えて、と畜場におけるBSE検査を実施しているという項目と併せて空気注入のスタンニングをやめている、ピッシングしないという合わせ技で、4つの

項目が2つの項目にまとめられているんですけども、実際の評価としては、と畜前の行動検査だけでは、この評価を見ると、◎がもらえない格好になっているんですけども、ですから実際にみんな○になっているのは、スタンニングで空気を入れない、ピッシングをやっていないというのでハンガリーだけが今言われたように、と畜牛のBSE検査をしているので◎になっていて、それ以外の国は、検査官が姿勢を見ているけれども、それに関しては○で低減効果がより高くなるという評価をしていないで、横に移動しているので、多分、堀内専門委員の言われたことをそのまま実際には評価の中に入れてある格好になっているかと思います。

○堀内専門委員 わかりました。かつという言葉ですね。わかりました。

○吉川座長 それでは資料6と7の説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、SRMの部分の資料を簡単に御説明させていただきます。

まず、資料6が各国のSRMの範囲の比較でございますが、先ほど来ずっと議論がありましたけれども、国別に比較をしますと、一番左側の日本が範囲としては一番厳しいといえますか、広い範囲ということで、全月齢に関して、頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部がSRMになっているということでございます。

次の欄のEUですが、先ほどのハンガリーが基本的には同じですけども、全月齢の扁桃、腸、腸管膜と30か月齢超へのせき柱、あと12か月齢超えの頭部とせき髄になります。

米国、カナダがその右ですけども、こちらは扁桃と回腸遠位部は全月齢でございますが、その他の部位は30か月齢以上ということになってございまして、OIEの管理された国も、米国、カナダと基本的には同一というような整理になっております。

次に資料の7が、最新の科学的知見ということで、いろいろ国内外含めましてBSEの感染実験のデータが最近出てきてございまして、これらの概要を簡単にまとめたものでございます。

まず、資料7の1ページ目が、英国におけるBSEプリオン感染実験結果でございますけれども、BSE感染牛の脳を用量を振りまして、経口接種したところ、最初、100g投与群は、10分の10が感染しましたが、だんだん用量が減るに従って、感染頭数の方も減ってきております。

潜伏期間の方は逆に用量が高いほど短くなってございまして、用量が少なくなってくると、潜伏期間が長くなっていくという傾向が見られるかと思っております。

次の2ページ目が、英国の獣医学研究所の感染実験結果の概要でございます。まず、1番と2-1、上から1つ目と2つ目が、BSE牛の100g当量の脳幹を牛に経口接種した場合

でございます、いわゆる SRM に指定されているような脳でありますとか、背根神経節・せき髄に関しては 30 か月もしくは 32 か月齢ぐらいからプリオンが蓄積してくる。

臨床症状の方は若干遅れて 36 か月齢ぐらいから認められるということでございます。

一番下の 2-2 が今度は用量が 1 g 当量ということで、低用量ですけれども、こちらになると少し時期の方が遅れてきまして、SRM で蓄積が認められるのが 42 か月、臨床症状が 44 か月以降認められるということでございます。

下の 3 ページ目、こちらが動物衛生研究所の感染実験結果の概要でございますけれども、①が 100g、②が 1 g 当量の脳幹を経口摂取した例でございますけれども、先ほどの英国のものと大体同じ時期にプリオンの蓄積が認められて、臨床症状の方も大体似たような時期から認められるという状況でございます。

4 ページ、これはドイツの方の感染実験結果の概要でございますけれども、こちらは 10 g 当量の脳幹、いわゆる高用量の方しかやっておりますけれども、先ほどの英国とか、日本の動物衛生研究所の方に比べると、若干早い 24 か月ぐらいから中枢神経系でプラスになってきているような事例も報告されているということでございます。

最後の 5 ページ、これは昨年出た EFSA のオピニオンでございます。子牛のときに感染して、どれぐらいの時期からプリオンが蓄積して、検出可能になるのかということでございますけれども、EFSA の方のオピニオンの中では、今、いろいろデータがございましたけれども、実際に最近の発生状況などを考慮すると、実際の暴露量というのは、1 g 当量ぐらいと見るのが妥当ではないのかということで、1 g の場合の平均潜伏期間を先ほどの 1 ページ目の、プリオン感染実験結果から引用してきまして、大体潜伏期間が、45~73 か月、平均 60 か月というような推定をしております、潜伏期間の最後の 4 分の 1 の期間にならないと、プリオンは検出されるようになってこないというような推定を行っております、そこから計算しますと、平均すると大体 45 か月以降にならないと、プリオンが検出可能なレベルまで蓄積の方はしてこないのではないかとしております。

また、最短ですと、潜伏期間が 45 か月の 4 分の 1 ということで、大体 33 か月ぐらいが目安としては考えられるのではないかというような意見書が出されているというような状況でございます。

説明の方は、簡単ですけれども以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。御質問はございますか。先生の方が御専門だから、何かのときにまたこれに関連した議論になるかと思っておりますけれども、一応事務局の方で整理をしていただいたので、御記憶にとどめておいていただければと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、大体約束の時間ですけれども、今日は基本的に食肉の部分の評価の仕方に関して、基本的に進めるコンセンサスに関しては、ほぼ合意できたのではないかと理解しております。これから各国のデータに基づいて議論していく中で、また、ケース・バイ・ケースに議論を進めなければならないということが起こってくるかとも思いますけれども、一応これで、幾つかデータを出してくれというような部分もありましたけれども、大きな評価の方法としては、背景にある生体牛のリスクと、と畜場以降の食肉、内臓の持つリスクあるいは危害低減の有効性の評価方法というものを決めたというふうに理解します。

次回からは、今日提出いただいたオーストラリア、メキシコに加えて、チリ、ブラジル、ハンガリー、これらの国々についても評価を進めていきたいというふうに思いますし、項目の評価は終わりましたけれども、牛に関しては暴露と輸入牛リスクの相互組み合わせの評価法、それから、今日やった食肉まで合わせた全体の評価について、どういう方式でもっていくかという辺りは、これから各国の評価と併せて審議を進めていきたいと思えます。

それでは、次の議題に入りますけれども、農林水産省畜水産安全課の境課長に来ていただいておりますので、BSE 関連飼料規制の実効性確保の強化について、これは以前、国内のリスク評価、ちょうど 20 か月以下の牛を検査から外すという諮問が来たときに、同時に諮問された項目の中で、飼料規制の実効性を確保しなさいと、それについての検証のための報告を義務づけるということ、当委員会から、農林水産省の方に答申として出したという経緯がありまして、それについての報告ということでございます。

よろしく願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 農林水産省で、畜水産安全管理課長を務めております境でございます。

資料の 11 に基づいて御説明をさせていただきます。

今、座長からお話がありましたように、17 年 5 月に食品安全委員会でリスク評価をしていただきまして、その結果に基づきまして、BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化についてということで強化策を講じたものでございます。

この資料につきましては、今年の 7 月 24 日に食品安全委員会の会合においては、御報告させていただいております。

まず、今回の強化策でございますが、1 ページ目の 1 の輸入飼料に係る交差汚染の防止、それから 2 の販売業者に対する規制の徹底、3 の牛飼育農家に対する規制の徹底という 3 項目になっております。

資料の3ページに図がございます。この図の中で、まず上の方に輸入というのがございますが、農林水産消費安全技術センターが、主に配合飼料工場等についての立入検査等を行っているわけですが、輸入のところでも一部やっております。

特に今回の17年6月の規制強化につきましては、配合飼料、99%原料を輸入して、89%は国内で配合飼料になるわけですが、一部混合飼料が入っているということで、その中身についても届出をさせて、このFAMICが輸入時に検査をしようというものが1つです。大きな点の矢印が1つです。

左下の方、都道府県が販売店についての監視、指導を行っているわけですが、従来小売店は対象外だったわけですが、新たに小売店につきましても届出の対象にした上で、BSEに問題ないような対応を行っているか、監視を行うということにしたわけがございます。

3つ目が農家に関する監視、指導の強化ということで、農家について都道府県が指導、監督を行っているわけですが、併せまして農水省の地方農政局につきましても、巡回指導の中で指導を行うという3点でございます。

1ページ目に戻っていただきまして、まず、輸入飼料に係る交差汚染の防止でございますけれども、先ほども申し上げましたように、17年6月の省令改正によりまして、輸入業者の届出義務の対象に、飼料の原材料を追加したということで、配合飼料、混合飼料の中身の原材料も把握することにしたということでございます。

(2)の検査分析の実施ということでございますけれども、届出内容を確認しますとともに、19年度におきましては、FAMICが31点につきまして検査分析を行った結果、異常は認められなかったということでございます。

これにつきましては、4ページを御覧いただきたいと思います。別表1というものでございますが、19年度につきましては、混合飼料が29点、単体飼料、飼料添加物が1点ずつで合計31点の検査を行ったということで異常がなかったということでございます。

注にございますように、輸入魚粉については、動物検疫所が検査を行っております。

また1ページ目に戻っていただきまして、2の販売業者に対する規制の徹底でございます。これも従来は、卸売業者しか対象にしていなかったわけですが、小売業者につきましても、届出義務の対象として把握をするということを行っております。

(2)ですけれども、小売業についての監視、指導の徹底でございますけれども、局長通知によりまして、これは都道府県が販売業者に立入検査を行っております。19年度は675件実施しまして、法令違反につながる可能性のある不適合が42件ということでござい

ます。ちなみに母数は、販売事業場数は1万3,080ということになっております。

不適合の内容については帳簿の不備が25件、保管等における交差汚染防止の不備が17件でございます。

3番目で、牛飼育農家に対する規制の徹底ということでありまして、これは主に都道府県が、監視、指導を行っております。これにつきましては、局長通知によりまして、農家指導のポイントを明示して指導、監督を行っていただいております。

19年度につきましては、8,310件実施しまして、不適合が4件ということになっております。

ちなみに、牛飼育農家数、都道府県の届出によりまして、9万7,293戸ということになっております。

不適合内容でございますけれども、2ページ目にまいりまして、交差汚染防止の不備が4件ということになっております。

(2)、農水省の地方農政局等も巡回指導を行っております。これにつきましては、19年度には、1,497件、巡回指導を行っておりまして、動物性飼料の給与事例は認められなかった。規制されている飼料の、給与事例は認められなかったということになっております。

これまでが規制強化の内容ですけれども、その間に、製造段階についても規制を徹底しております。

4番でございますけれども、まず、製造業者についての立入検査の役割分担をしております。FAMICが輸入業者あるいは全国的な流通を行っている大規模な製造業者に対して立入検査を行うことにしております。

都道府県は、ほぼ県域を流通範囲とするような製造業者等を対象にするという役割分担を行っているとございます。

(2)のFAMICの検査、指導でございますけれども、19年度に393件実施し、不適合は6件ということでございます。

ちなみに飼料等製造事業場数、全体で2,451ということになっております。不適合内容は、帳簿の不備が3件、表示の不備が3件ということでございます。

(3)の都道府県の検査・指導。これは19年度に176件実施しております。不適合が3件、その内容は帳簿の不備が1件。製造における交差汚染防止の不備が1件。保管等における交差汚染防止の不備が1件ということになっております。

5ページ、別表2でございますけれども、これは販売業者等における不適合事例という

ことで、上から販売業者、反すう動物飼育農家、それから県が指導、監督の立ち入りを行っております製造業者、FAMICが行っている製造業者ということで、不適合の事例の種類とその概要について記載をしております。

ちなみに一番下のところですがけれども、A飼料、B飼料というのが出てきますけれども、A飼料というのが反すう動物に給与される飼料。B飼料というのがブタとかニワトリに使用される飼料ということで、A飼料につきまして、B飼料の構成物質に汚染されないようにするというので区分管理をしていただくといったのが主な内容となっているわけでございます。

2ページに戻っていただきまして、5の改善措置でございますけれども、こういった輸入から使用段階までの不適合につきましては、その都度FAMIC及び都道府県が指導等を行っております、中身としましては、帳簿の適切な整備、牛等への給与飼料とニワトリ、ブタの給与飼料の区分保管の徹底といった改善指導を行っているということであります。

6ページ目以降は、参考でございます、省令とか通知がございますので、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。これに関してどなたか御質問等ございますか。こうやって見ると、販売業者のところは、一番率的にはほかのところと比べて、農家とか製造業者に比べると、なかなか遵守するというのがやや難しいのかなという印象を受けるのですけれども。

○境畜水産安全管理課長 1ページ目にありますように、販売業者の事業場数、1万3,080あるわけですがけれども、先ほど申し上げましたように、もともと小売は届出も出す必要はなかったわけございまして、17年6月に対象にして、県が立ち入りをするということになりましたということでございますので、その辺小売業者については、BSE関連の施策についての周知徹底が不十分だったのかなというふうに思っております。

それからまた大分経っておりますので、毎年立ち入りをやっておりますので、近年は改善されているものと考えております。

○吉川座長 ほかに何かございますか。

それでは、また、BSEの管理措置の状況等については、必要に応じて情報提供をお願いいたします。

それでは、事務局からほかに何かございますか。

○横田課長補佐 特にございません。

○吉川座長 それでは、今日はぴったり 12 時に終わるということで、長時間にわたる御審議、お疲れ様でございました。次回については日程調整の上お知らせします。

また、事務局の方で今日の質問で、管理側からの回答が来れば逐次委員の方に送らせていただきますので、今日いただいた新しい国々の評価の内容も含めて、次回までに、時間があれば目を通しておいていただきたいと思います。

それでは、今日は、どうもありがとうございました。